総務委員会資料

令和７年９月２４日

企画経営部経理課

庁有自動車のカーナビに係る

ＮＨＫ放送受信料の支払いについて

１　事案の概要

　複数の自治体において、庁有自動車のカーナビ等についてＮＨＫ放送受信契約が未締結があったことが報道されていることを受け、品川区の状況を調査したところ、契約をしていない受信機器があることが判明したため、本年７月に総務委員会にて報告した。

　今般、ＮＨＫと調整し、支払額が確定したため報告する。

２　調整後の対象機器

　　庁有自動車のカーナビ　３９台

　※なお、本年７月に報告したワンセグ携帯電話、テレビが視聴可能なモニター等については、ＮＨＫと調整し、受信契約が不要であることを確認した。

３　受信料の支払額

　　３，９６０，４７６円

　　（内訳）　2011年 12月～2025年 6月分　 3,797,140円

　　　　　　　2025年 7月～2026年 3月分　　 163,336円

　　　※地上契約。なお、2025年７月中にカーナビ５台を撤去した。

４　今後の対応

　今後、機器の設置にあたっては、テレビの受信機能のない機器を設置する等、適正な事務の執行に努める。